

<利用について>

西部コミュニティ協議会

この「利用について」は西部コミュニティ協議会運営要綱第6条に基づいて定めます。

1. 開館時間と休館日

開館時間は午前9時30分から午後9時30分までです。

休館日は毎週木曜日および12月29日から1月5日、その他特別な事情により開館時間の変更や臨時の休館日进行することがあります。

2. 利用方法

(1) 利用方法は、予約利用、個人利用の2種類とします。

予約利用とは団体が予約をして利用するもの、個人利用とは予約なしで空いている施設を1人で利用するものです。

(2) ロビーと学習室は個人利用のみとします。また、会議室・和室・調理室・茶室は個人利用ができません。

3. 利用の申し込み

(1) 利用の申し込みは窓口で、「使用申請書」または「当日使用申込書」に記入することとします。

4. 申し込み受付

(1) 予約利用の受付期間は利用日の前月同日から利用日までとします。

(2) 個人利用は利用開始時に受け付けます。ただし、満員・満席の場合は受付順で待機とします

5. 変更・取り消しの手続き

(1) 手続き済みの利用の内容の変更および取り消しは、電話でも受け付けます。

(2) 利用開始時刻から1時間経って連絡がない場合は無断キャンセルとみなします。この場合1か月間予約申込ができません。

6. 利用区分

各室の利用区分は次の通りとします。

午前（午前9時30分～午後1時20分）

午後（午後1時30分～午後5時20分）

夜間（午後5時30分～午後9時20分）

7. 利用時間

(1) 各室の利用時間と人数は次の表のとおりとします。

	団体予約の人数		個人利用	最大利用時間	区分またぎ
	前日まで	当日			
ロビー	不可	不可	可	制限なし	可
茶室	3名以上	2名以上	不可	3時間50分	不可
会議室					
調理室					
和室					
学習室	不可	不可	可	制限なし	可
多目的室	3名以上	2名以上		3時間50分(※1)	不可
視聴覚室				2時間	可
体育室(コート1面)	4名以上	4名以上		2時間(※2)	
体育室(卓球台1卓)	2名以上	2名以上		2時間	

※1 1人で使用の場合は2時間

※2 中央と北、または南を1人で占有して使用する場合は1時間

(2) 登録団体に限り、体育室・視聴覚室を除いて、年2回まで1日2区分までの特別利用をすることができます。申し込みは4.(1)にかかわらず2ヶ月前の同日から申し込むことができます。

(3) 体育室、視聴覚室並びに多目的室での楽器演奏の利用に続いて会議室・和室に移動してミーティング等で利用する場合は同一利用区分内で利用できます。

8. 利用条件

(1) 予約利用の1暦月あたりの1団体の利用回数は各室とも5回とします。ただし、当日予約は数えません。

(2) 体育室を除く各室を予約利用できる人数は前日までは3名以上、当日予約は2名以上とします。ただし、卓球は2名以上とします。

(3) 体育室は南側・中央・北側の3面に分け、1面を予約できる団体は4名以上の団体とします。また、卓球台の予約は1台につき2名以上で可能とします。

(4) 体育室の子ども利用時間は小・中学生のみ利用できます。

9. 体育室の曜日別、時間別の利用面数

時刻帯	午前 9 時 30 分～ 午後 3 時 30 分	午後 3 時 30 分～ 午後 5 時 30 分	午後 5 時 30 分～ 午後 9 時 20 分
月曜日	全面可	子どもの時間	2 面可
火曜日	全面可	全面可	全面可
水曜日	全面可	子どもの時間	2 面可
金曜日	全面可	子どもの時間	全面可
土曜日	2 面可	2 面可	2 面可
日曜日	2 面可	2 面可	2 面可

10. 小・中学生、未就学児の利用

- (1) 個人利用のみとします。
- (2) 小学生の退館時間は午後 5 時 30 分、中学生の退館時間は午後 6 時とします。
- (3) 未就学児の利用は保護者の同伴が必要です。

11. 設備利用料金

- (1) ピアノの使用料は 1 時間単位 100 円。1 時間に満たない場合は切り上げます。

12. 禁止事項および注意事項

(1) 禁止事項

1) 営利行為になるもの

- イ. 商品の販売又は宣伝、及びそれらを目的にした会合
- ロ. 入場券等を発行し、料金を徴収するような会合
- ハ. 教材又は茶菓などの実費以外に、定期的に講師謝礼等を徴収すること

2) 公益を害し、秩序や風俗を乱し、他人に迷惑をかけること

3) 私的なポスターや看板などの掲示

4) 敷地内での喫煙

5) 和室での針の使用および武道（空手・合気道・柔道等）の練習

6) 学習室・体育室での食事、視聴覚室での飲食

7) 施設利用日以外の冷蔵庫の使用

8) 卓上コンロ、ホットプレートの使用

9) その他運営上、障害を生じるおそれのあること

(2) 注意事項

1) 体育室の使用器具の設営、卓球台の移動は利用者が行うこととします。なお窓の開閉は係員が行います。

2) 体育室では室内用運動靴に履き替えて利用することとします。

3) 利用後は元の状態に戻し、清掃、点検をして退出することとします。

13. 改正

この「利用について」の改正は運営委員会の議決によります。

また改正までの間で、緊急に必要な場合は役員会で対応することとします。

附 則

この「利用について」は平成 30 年 4 月 1 日から適用します。

附 則（令和元年 5 月 16 日）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 6 月 20 日）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和元年 8 月 29 日）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 11 条（2）は令和元年 9 月 6 日から、第 12 条（1）4）は令和元年 9 月 1 日より施行する。

附 則（令和元年 10 月 17 日）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 15 日）

（施行期日）

この規則は、公布の日から施行する。